

## 令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人伯耆の国
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年1月10日・11日及び2月13日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>評議員会を招集する場合は、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に対して文書又は電磁的方法により通知を発しなければならないところ、1週間（中7日間）以上前までに通知を発していなかった。</p> <p>については、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に通知を発すること。</p> <p>なお、電磁的方法による通知でも差し支えないが、当該方法により通知する場合には、評議員の承諾を得て行うこと。</p> <p>（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条）</p>	<p>評議員会の日の1週間以上前までに各評議員に通知を発する。</p>
2	<p>契約事務について次の不備があった。</p> <p>（1） 契約金額が100万円以上の特別養護老人ホームゆうらく給湯配管一次布設替工事の契約において、契約書の作成が行われていなかった。</p> <p>（2） 価格による随意契約において、相見積りを徴していないものが多数あった。</p> <p>については、</p> <p>（1） 契約金額が100万円以上の契約においては、漏れなく契約書を作成すること。</p> <p>（2） 価格による随意契約については、原則として3社以上の業者から見積りを徴取し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。</p> <p>なお、価格による随意契約でない場合は、随意契約する理由を稟議等で明らかにしておくこと。</p> <p>また、本件については、前回も同様の口頭指摘をしているものの改善されていないので、必</p>	<p>契約金額が100万円を超える契約は、契約書を作成し、適切な事務処理を行う。</p> <p>また、相見積りを徴す等、適切な事務処理を行う。</p>

	<p>ず改善すること。  (入札通知 1 (4)、経理規程第 73 条)</p>	
3	<p>特養拠点区分から法人本部拠点区分及び公益事業区分(研修施設管理拠点区分及び南部町地域共生社会実現拠点事業区分)への事業区分間及び拠点区分間繰入金収入(支出)について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れは、当該施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるため、過年度修正等必要な処理を行い是正すること。  (老発第188号第2の3(1))</p>	<p>過年度修正を行い是正する。</p>
4	<p>在宅拠点区分事業活動計算書について、国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)を計上しているが、計算書類に対する注記の「基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」の項目に「該当なし」と記載されていた。</p> <p>については、計算書類に対する注記について、定められた様式に従って正確に記載すること。  (運用上の取扱い 25)  (経理規程第 61 条第 1 項第 7 号)</p>	<p>今後正確に記載を行う。</p>
5	<p>介護予防事業拠点区分の建物(在宅生活支援ハウスつどい)について、帳簿価額が備忘価額(1円)に達していないにもかかわらず残存価額(10%)までしか減価償却がされていなかった。</p> <p>については、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却すること。  (留意事項 17(2)ア、経理規程第 55 条第 2 項)</p>	<p>令和 4 年度決算で修正対応した。</p>
6	<p>訪問介護事業の事業譲渡について、令和 3 年 9 月 16 日の理事会で決議されていたが、事業譲渡に伴い資産の譲渡(処分)することについては、決議が行われていなかった。については、事業譲渡に伴って法人の資産の譲渡を行うに当たっては、当該資産価額を算定し、譲渡(処分)方法とともに理事会の決議を行うこと。</p> <p>なお、基本財産の譲渡(処分)に当たる場合には、評議員会の決議及び所轄庁の承認を得る必要があるため留意すること。</p>	<p>今後事業譲渡に伴って法人の資産の譲渡を行う場合は理事会の決議を行う。</p>

	(定款第 10 条)	
7	<p>法人と理事長は、理事長所有の車両について、月額3万5千円の賃料、車検代、タイヤ代等の維持費に係る費用については、法人と理事長で折半する賃貸借契約を締結している。</p> <p>利用状況を見ると、当該車両は理事長が通勤、出張に利用しているが、公用車利用簿がないので理事長以外の法人職員が使用していることが確認できなかった。</p> <p>また、当該賃貸借契約を締結した経緯、目的を確認したところ、A理事から、「理事長の役員報酬が十分な額でなく、別に役員報酬を補う必要がある。」との提案があり、理事長の車両について賃借料を支出することで補填することになったと回答があったところである。</p> <p>以上のとおり、当該賃貸借契約は、法人が社会福祉事業を実施するために締結していることが確認できなかったため、契約の必要性及び妥当性、これまでの支出の妥当性を検証するとともに、契約解除を検討すること。</p> <p>また、法人と役員が取引を行うに当たっては、特別の利益供与を与えることがないよう妥当性・合理性を欠くような利益の供与その他の優遇になるおそれがないよう、透明性、適正性が求められるので、今後同様の契約が行われないうよう十分注意すること。</p> <p>なお、本件賃借は特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるおそれがあることから、本件賃借が理事長に対する特別の利益の供与に当たるか否か、また当たると判断した場合の取扱い及び責任の在り方について理事会及び評議員会で検討の上、その結果を報告すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第 27 条)</p>	<p>理事会及び評議員会において、このような指摘を受ける契約については解除することと決定された。公用車利用簿の不備による公用の使用実態が不明瞭となっていることが原因の一つであり、今後はこのようなことが起こらない対応の確認もされた。</p> <p>また、今回の指摘にある特定の理事に対する特別の利益供与に関しては、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益供与には該当せず、使用に係る実費相当（下記公用利用実態参照）の負担と考えると当初からの判断、また理事会からの提案による契約でもあり、社会福祉法人の私物化ではないと理事会・評議員会共に結論づけた。</p> <p>但し、市民目線からすると、利用簿の不備等その利用実態が不明瞭であったことは事実であり、理事長や事務局をはじめ理事会・評議員会としても猛省し、今後このような契約等が行われないように十分注意することを確認した。</p> <p>(公用利用実態)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年4～5回 岡山・広島研修参加(職員3～4名便乗・研修機材)</li> <li>・年5～6回程度 いくらの郷米運搬(姫路市)</li> <li>・県内外出張・研修(単独・職員便乗)</li> <li>・月1回～2ヶ月1回 講師招へい時送迎</li> <li>・町内事業所・近隣機関訪問(単独・職員便乗)</li> <li>・その他関係部署等事務連絡</li> </ul> <p>そもそも当該契約締結の経緯として、理事会で提案された「理事長報酬の増額提案を理事長が</p>

		<p>頑なに拒否したことから始まり、理事長のその意志は固く理事会も断念するに至った。以前から私用車の公用利用実態を理事等も認識しており、せめて実費程度の支給は当然との意見により当該契約の締結となった。</p> <p>当初から、特定の理事に対する特別の利益供与という認識はなく、ましてや法人の私物化とは考えも及ばぬことであった。</p> <p>理事会・評議員会は、特定の理事に対する特別の利益供与には該当しないと判断したが、法人指導機関により該当するとの判断であれば、再度理事会等に諮り対応を検討したい。</p>
8	<p>リース資産管理台帳が整備されているにもかかわらず、補助簿として経理規程に規定されていなかった。</p> <p>については、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定するとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努めること。</p> <p>また、会計帳簿は電磁的記録による作成も認められているので、この方法をとる場合には、経理規程に規定の上、電磁的記録により作成すること。</p> <p>なお、本件については、前々回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「補助簿については、必要に応じて経理規程に定めている。法人内部で検討し、必要に応じて対応する。」旨の回答をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第12条)</p>	<p>リース資産管理台帳を補助簿として経理規程に規定する。</p> <p>今後補助簿を整備した場合には経理規程に規定する。</p>
9	<p>社会福祉事業区分の特養拠点のゆうらくサービス区分の中に、他法人に食事を提供する事業が含まれていた。</p> <p>については、当該事業について公益事業又は収益事業の追加の定款変更を行うとともに、適切な事業区分を判断の上、区分を設定し、経理規程に規定すること。</p> <p>なお、本件については、前々回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「公益事業又は収益事業の追加の定款変更を検討し、経理規程に規定する。」旨の回答をしているものの</p>	<p>公益事業に位置づけて定款変更及び経理規程変更をし、準備を進める。</p>

	改善されていないので、必ず改善すること。 (会計省令第10条、経理規程第6条)	
10	<p>郵券及び法人名義のクレジットカードを所有していたが、管理及び使用に関する規程が整備されていなかった。</p> <p>については、郵券及び法人名義のクレジットカードの使用に当たっては、管理及び使用に係る規程を整備した上で、適切に管理及び使用をすること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の口頭指摘をしており、必ず改善すること。</p>	規程を整備する。